



松井特許事務所
S. MATSUI & ASSOCIATES

[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
お問い合わせフォーム

[事務所のご案内](#)

[初めの方へ
\(特許制度のご紹介\)](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [特許トピックス](#) > [改正法解説](#) > 1 地域団体商標制度の導入(商標法)

特許トピックス

改正法解説
健康食品と特許
料金の節減制度
早期審査制度
食品の用途発明について

改正法解説

1 地域団体商標制度の導入(商標法)

いわゆる「地域ブランド」を保護するための制度です。従来の商標法では商標としての自他識別力を有しない等の理由により登録をうけることができなかった、地域名と商品名等からなる商標が、地域団体商標としての商標登録を受けることができるようになりました。ただし、権利者となることができるのは、所定の組合等に限られます(商標法第7条の2第1項)。

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[English](#)

[事務所のご案内](#)
[事務所概要](#)
[事業内容](#)
[スタッフ紹介](#)
[アクセス](#)
[各種フォーマット](#)
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)
[特許出願](#)
[実用新案出願](#)
[意匠出願](#)
[商標出願](#)
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.